

## ICキャッシュカード特約

### 1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、ICキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のICキャッシュカードとしての機能その他当社所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ICチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、キャッシュカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはキャッシュカード規定が適用されるものとしします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはキャッシュカード規定の定義に従います。なお、ICチップ内に蓄積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとしします。

### 2. ICチップ提供機能の利用範囲

ICチップ提供機能は、この機能の利用が可能なATM、CDその他の端末（以下、「ICキャッシュカード対応ATM等」といいます。）を利用するときに、提供されます。

### 3. ICキャッシュカードの利用

キャッシュカード規定第1条に定める払出提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の払出提携先・預入提携先・振込提携先において、提携先の都合によりICキャッシュカードの利用ができないATMまたはCDを設置しているときがあります。このとき、当該ATMまたはCDではキャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ICキャッシュカードは利用できません。

### 4. 1日あたりの払戻し金額

当社は、当社ならびに払出提携先のATMまたはCDを利用した預金払戻しにおける1日あたりの限度枠について、定めるものとしします。

### 5. 振込カード機能

- (1) 当社のICキャッシュカード対応ATM等において振込を実施したときには、ICキャッシュカード対応ATM等の画面指示に従って必要な操作をすることにより、ICチップ内に当該振込にかかる振込先ならびに振込依頼人に関する情報（以下「振込情報」といいます。）を、当社所定の件数を限度として格納し次回以降の振込に利用することができます。
- (2) ICチップ内に蓄積された振込情報は、ICチップが故障したときには復元できません。また、ICキャッシュカードを再発行・再交付するときには新しいICキャッシュカードには当該振込情報は引き継がれません。

### 6. ICキャッシュカード対応ATM等の故障時の取扱い

ICキャッシュカード対応ATM等の故障時には、ICチップ提供機能の利用はできません。

### 7. ICチップ読取不能時の取扱い等

- (1) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてI

ICチップを読み取ることができなくなったときには、ICチップ提供機能の利用はできません。このとき、当社所定の手続にしたがって、すみやかに当社にキャッシュカードの再発行を申し出てください。

- (2) ICチップの故障等によって、ICキャッシュカード対応ATM等においてICチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当社は責任を負いません。
- (3) 当社の都合により、当社所定の方法でICキャッシュカードの再発行・再交付を行なうときがあります。またそのとき、当社所定の手数料をいただきます。

#### 8. 本特約の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本特約の内容を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上  
(2020年4月1日現在)